

社会医療法人高橋病院 次世代育成支援行動計画

平成 30 年 7 月 1 日

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成 30 年 7 月 1 日～平成 35 年 5 月 31 日までの 5 年間

2. 内容

目標 1：計画期間内に有給取得率を 50%以上にする。
(平成 27 年度 36.1%、平成 28 年度 41.0%、平成 29 年度 45.1%)

<対策>

- 平成 30 年 7 月～ 前年度有給取得率（部署別）の周知と今年度の取得目標の設定
6 ヶ月ごとに状況を周知、取得率向上に向けて検討の実施

目標 2：育児休業法、雇用保険法、労働基準法に基づく、産前産後休暇や、育児休業、それらに係る給付金など諸制度の周知を行う。

<対策>

- 平成 30 年 10 月～ 該当職員へ、リーフレット等を配布し直接案内
- 平成 31 年 5 月～ 制度の概要、給付金の種類等、掲示板等を通じて案内実施

目標 3：男性職員の育児休業、看護休暇の取得促進

<対策>

- 平成 31 年 5 月～ 男性職員も含めた全職員へ育児休業、看護休暇等再案内を実施、取得を促す

社会医療法人高橋病院 女性活躍推進法行動計画

平成 30 年 7 月 1 日

女性職員が長くその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成 30 年 7 月 1 日～平成 35 年 5 月 31 日までの 5 年間

2. 内容

目標 1：女性の働きやすい環境作りに努め、女性の平均勤続勤務年数を10年まで伸ばし、男女の差異を縮小する。
(平成 30 年 4 月集計 男性 10.3 年、女性 7.4 年)

<対策>

- 平成30年 7月～ 男女差が生まれる要素を検証
- 平成31年 4月～ 女性にとって長く働きやすい環境の検討
- 平成32年 4月～ 具体的な制度づくり
- 平成 33 年 4 月～ 検証・振り返り

目標 2：短時間正職員の適用範囲拡大。

<対策>

- 平成30年 7月～ 現行制度の実態の把握、ニーズの調査
- 平成 31 年 4 月～ 現行制度の適用範囲の拡大の検討

目標 3：男性職員の育児休業、看護休暇の取得促進

<対策>

- 平成 31 年 5 月～ 男性職員も含めた全職員へ育児休業、看護休暇等再案内を実施、取得を促す